**令和７年度丸山地区安否確認訓練等実施要領**

**１　目的**

　大規模災害発生時、行政等の支援である公助を待つことなく、地域住民の相互支援である共助により、速やかな安否確認を実施することで、災害による被害を出来る限り少なくすることを目的に実施します。

**２　日時**

**令和７年１０月２６日（日）　午前９時００分から１１時００分まで**

**※　荒天又は災害等が発生した場合は中止とし、午前７時００分に防災行政無線で放送します。**

**３　場所**

　南房総市丸山地区全域

**４　実施機関**

　主催　丸山地区行政連絡協議会

協力　丸山地区民生委員・児童委員　　南房総市消防団第６支団

　　　南房総市社会福祉協議会　　　　南房総市（丸山地域センター）

**５　参加者**

　丸山地区内の全行政区

**※　必ず自宅にいる必要はありません。予定のある方は、そちらを優先していただいて結構です。**

**６　災害想定**

令和７年１０月２６日（日）午前７時５５分、千葉県に大地震が発生。

震源は千葉県北西部の内陸、地震の規模はマグニチュード８．２と推定され、丸山地区では震度６弱を観測し、一部家屋の倒壊が発生している。なお、沿岸部では地震による津波の心配なし。

山間部では大規模な地すべりや、がけ崩れ等が発生し、幹線道路等の通行障害のほか、河川が堰き止められ、上流側で河川の氾濫、天然ダムの土石流、土砂災害の危険が高まる。

午前９時００分に余震が収まったと仮定し、各行政区にて対応可能な範囲で安否確認を開始する。

**７　訓練内容**

**(1) 防災行政無線による訓練開始の放送（９時００分頃）**

**(2) 安否確認訓練開始の依頼（９時０５分頃）**

安否確認訓練開始を**「丸山地域センター」から「各行政連絡員（区長）」に対し、**ＬＩＮＥにより一斉配信する。なお、ＬＩＮＥを利用していない行政連絡員（区長）には電話により伝達する。

**(3) 受信確認及び安否確認開始の連絡**

**「受信を確認した各行政連絡員（区長）」は「丸山地域センター」に**ＬＩＮＥ又は電話のいずれかで受信を確認した旨連絡する。

**《報告例》第１報**

**<ＬＩＮＥ受信の場合>**

***「○○区、ただ今から安否確認を開始します。」***

**<電話の場合>**

　　　ＬＩＮＥを利用していない行政連絡員（区長）の場合、丸山地域センターからの連絡を受け***「〇〇区、ただ今から安否確認を開始します。」***と伝える。

**(4) 安否確認（戸別訪問）の実施**

各行政区において、組員名簿等により対応可能な範囲で戸別訪問などにより安否確認を実施します。各組や班等での安否確認は複数人での対応が望ましいです。

　　　安否確認に当たっては、実施の順路や所要時間の確認、住民同士の顔合わせ、声掛けなどを行ってください。

**(5) 安否確認結果及び訓練終了の報告**

**「各行政連絡会（区長）」から「丸山地域センター」**に安否確認をした結果を、別途定める報告書により報告する。

　なお、各行政区からの報告後、情報系統が断たれたことを想定し、丸山地域センターに来庁し伝達（報告）してください。

**《報告例》第２報**

***「○○区から報告します。○○時○○分に区内の安否確認が完了しました。」***

***「なお、ケガ人はいませんでしたが、確認の取れない方が○○世帯○○人います。」***

***「なお、詳細は持参する報告様式で確認願います。」***

**８　丸山地区民生委員・児童委員の対応例**

**【単独の行政区を担当している民生委員・児童委員の場合】**

〇　区長や区長代理と集会施設で待機し、区長や区長代理とともに各組や班からの安否確認結果の集計に当たる。

〇　要支援者宅を訪問し声かけをする。　など

**【複数の行政区を担当している民生委員・児童委員の場合】**

〇　それぞれの区の集会施設を訪問し、安否確認の実施状況を確認する。　など

※　訓練当日の取組体制については、それぞれの行政区の実情に応じて、行政区と民生委員・児童委員など関係者が相談しながら実施してください。

**９　南房総市社会福祉協議会の対応**

　〇　民生委員・児童委員ごとの安否確認訓練の実施内容を把握し、丸山地域センターに報告する。

**１０　南房総市消防団第６支団の対応**

　〇　９時３０分から支団本部と各分団間及び分団間における簡易無線の通信確認

〇　分団管内の巡回

〇　緊急避難場所となっている集会施設で通信手段が途絶えている場合を想定し、各避難場所と分団間における簡易無線の通信確認

〇　各集会施設と丸山地域センターに配備している支団本部との間で簡易無線による通信確認